

研究の用に供する血清等の輸入に係る規制について

国名 比較の視点	日本	アメリカ	E U	韓国
1 . 動物由来血清又は血液の輸入について、動物検疫に係る輸入規制(又は輸入手続)はあるか(法律がある場合、その名称)。	ある。 家畜伝染病予防法。	ある。 Title 9, Code of Federal Regulations Part 95。	ある。 Regulation (EC) No 1069/2009 and Implementing Regulation (EU) No 142/2011。	ある。 家畜伝染病予防法。
2 . 上記規制において、輸入される動物由来血清又は血液の量や用途(食用、試験研究用等)により、その規制内容等は異なるか。	その量の多少や目的にかかわらず一律の規制となっている。	試験研究の用に供される血液及び血清製品は、輸入許可書に加え、政府の証明書の代わりに製造事業者の検査証明書の添付があれば輸入できる。	使用目的(家畜用飼料、医薬品等の製造又は試験研究用等)に応じて規制は異なる。	使用目的(試験研究及び予防薬製造用又はそれ以外)に応じて規制は異なる。
3 . 試験研究の用に供される動物由来血清を輸入するための動物検疫に係る手続は何か。	試験研究の用に供される動物由来血清については、他の用途のものと同様、輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検疫の結果監視伝染病の病原体をひろげおそれがないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ、輸入してはならない。	輸入許可書の取得が必要であり、その取得に当たっては、製造事業者発行の検査証の提出が必要である。	輸入国所管官庁が承認しない限り、試験研究の用に供される血清の輸入は認められない。 輸入の際、輸出者は承認要件の書類(製造事業者発行の検査証又は輸出国の公的獣医官発行の健康証明書のいずれか)を添付しなければならない。	試験研究の用に供される動物由来血清の輸入手続は輸出国によって異なる。その輸入に当たっては、家畜伝染病病原体を散逸しないよう安全に製造・加工されたこと等を記載した輸出国政府機関発行の検査証明書、理化学的処理証明書又は研究機関発行の証明書の添付が必要である。

<p>4 . 試験研究用の動物由来の血清又は血液を輸出するための動物検疫に係る手続は何か。</p>	<p>他の用途のものと同様、試験研究の用に供される動物由来血清を輸出しようとする者は、あらかじめ、家畜防疫官の検査を受け、かつ、輸出検疫証明書の交付を受けなければならない。</p>	<p>輸出については、輸入国の輸入条件を確認するよう輸出者に助言し、必要書類の提出を支援する。</p>	<p>輸出の場合、輸入国所管官庁が定める輸入条件が適用され、また、EU市場で流通することができない動物由来副産物の輸出は禁止されている。</p>	<p>試験研究用等の使用目的とは関係なく、輸出される全ての動物由来血清は輸出検疫を受けなければならない。相手国が要求する条件がある場合、その証明事項を検疫官の確認後、検査証明書に記載して発行する。</p>
---	--	---	--	--